

## 別添 4 肉用牛導入支援事業

### 第 1 事業の内容

公募団体のうち、別添 3 肉用牛流通促進対策事業の取組を促進するための支援を行う団体（以下「公募団体 D」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

#### 1 預託牛導入への債務保証

家畜商組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）に限る。以下同じ。）が肉用子牛及び経産牛（妊娠牛を含む。）の導入資金を金融機関から借り入れる際の債務の保証及びその保証債務の代位弁済

#### 2 預託牛導入拡大の支援

##### （1）預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等

家畜商組合における預託牛導入拡大に向けた運用体制の構築や資金調達手法等を検討するための会議の開催、現地実態調査及び地域へのフィードバック等

##### （2）健全な家畜取引推進のための啓発普及

家畜商組合自らが健全な家畜取引を推進するため行う防疫対策等の取組強化の検討、啓発普及資料の作成等

#### 3 事業の推進指導

1 及び 2 の事業の円滑な実施を図るための推進指導等

### 第 2 事業の実施

#### 1 積立金の造成

公募団体 D は、第 1 の 1 の事業の実施に当たっては、あらかじめ家畜商組合の拠出金等により、預託牛導入保証積立預り金（以下「積立金」という。）を造成するものとする。

#### 2 実施要領の作成

公募団体 D は、第 1 の 1 の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、次の事項に関する手続並びに消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成し、積立金を造成したことを証する書類を添付の上、理事長の承認を受けるものとする。これ

を変更する場合も同様とする。

(1) 積立金の造成及び管理運用

- ① 積立金の造成
- ② 積立金の経理処理
- ③ 積立金の取崩し

(2) 債務の保証

- ① 被保証人の資格
- ② 保証債務の範囲
- ③ 保証金額の最高限度
- ④ 債務保証の実施

(3) 保証債務の代位弁済

- ① 代位弁済の実施
- ② 求償権の取得
- ③ 求償権の行使

(4) その他債務保証及び保証債務の代位弁済の実施に必要な事項

3 事業の委託

公募団体Dは、第1の1の事業に係る管理業務の一部を金融機関に、第1の2の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託することができるものとする。この場合、当該委託については、委託契約を締結するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

ただし、第1の1の保証債務期間は家畜商組合が最後の借入れを行った日から36か月以内とする。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷軽減に向けた取組強化

公募団体Dは、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付申請時に「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを機構に提出するものとする。

### 第3 事業の推進指導等

公募団体Dは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、家畜商組合との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

### 第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Dが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

公募団体Dは、補助金の交付を受けようとする場合は、次の手続によるものとする。

(1) 第1の1の事業については、弁済事故が発生したときに、別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金交付申請書及び概算払請求書を理事長に提出するものとする。

(2) 第1の2及び3の事業については、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

公募団体Dは、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認

めた場合は、第1の1の事業については交付決定と同時に交付決定額を、第1の2及び3の事業については交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体Dは、第1の2及び3の事業の補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

公募団体Dは、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、実績をとりまとめの上、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

#### 5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 公募団体Dは、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 公募団体Dは、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 公募団体Dは、(1)のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税

の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 6 債務保証等状況報告

公募団体Dは、当該年度の債務保証残高、代位弁済の発生・求償権の回収状況及び積立金の管理状況等を取りまとめ、翌年度の4月20日までに、別紙様式第7号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）に係る債務保証状況等報告書を理事長に提出するものとする。

#### 第6 求償権の行使等

- 1 公募団体Dは、保証債務の弁済によって取得した求償権について、融資機関と協力して回収に努めるものとする。
- 2 公募団体Dは、代位弁済の額に相当する求償権の一部又は全部の回収を行った場合は、当該回収額から12分の10に相当する額を機構へ返還するものとする。

#### 第7 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Dは、この事業に係る経理については、他と区分して適正に経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録

にすることができる。

- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Dに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第8 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体Dは、第2の2の規定による実施要領の承認申請、第5の1の規定による交付申請、第5の2の規定による変更承認申請、第5の3の(2)の規定による概算払請求、第5の4の規定による実績報告及び第5の5の(3)の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 公募団体Dは、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体Dに対する通知、承認、指示又は命令については、公募団体Dが書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によりすることができる。
- 4 公募団体Dが2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

補助対象経費	補助率
<p>1 預託牛導入への債務保証 肉用子牛及び経産牛（妊娠牛を含む。）の導入資金に係る保証債務の代位弁済額</p>	<p>代位弁済額の10/12以内</p>
<p>2 預託牛導入拡大の支援 （1）預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等 家畜商組合における預託牛導入拡大に向けた運用体制の構築や資金調達手法等を検討するための会議の開催、現地実態調査及び地域へのフィードバック等に要する経費  （2）健全な家畜取引推進のための啓発普及 健全な家畜取引を推進していくため行う防疫対策等の取組強化のための検討、啓発普及資料の作成等に要する経費</p>	<p>定額</p>
<p>3 事業の推進指導</p>	<p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
補助金交付申請書及び概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり弁済事故が発生したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、同第5の3の（2）の規定に基づき概算払により、金 円を支払われたく請求します。

記

- 1 弁済事故発生状況
- 2 代位弁済支払計画  
別紙「代位弁済支払計画」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 保証債務の代位弁済	円	円	円	
計				

注 申請時点における、積立金の状況が分かる資料を別途添付すること。



4 代位弁済完了予定年月日  
年 月 日

5 添付書類  
金融機関からの代位弁済支払請求書  
代位弁済に係る業務方法書又は定款

別紙

代位弁済支払計画

1 積立金造成額、債務保証の内容及び債務保証限度額

2 代位弁済額

(単位：円)

金融機関名	借入者	貸付年月日	弁済期限	代位弁済額				備考
				元本	利息	遅延損害金	計	
合計								

3 弁済事故発生理由

4 積立金使用計画

(単位：円)

区分		年度	備考
前年度繰越金			
収入	拠出金		
	運用益		
	計		
支出	保証債務の代位弁済		
次年度繰越金			

注：保証積立金の拠出額の一覧表を添付すること。

5 代位弁済・求償権の回収計画

(単位：円)

金融機関名	弁済額	回収目標額				備考
		年度	年度	・・・	年度	
合計						

## 6 事業の推進指導

実施時期	内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1 備考欄には、積算基礎を記載すること。

2 事業内容、事業費及びその算出基礎等を詳細に記載した内訳資料を添付すること。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）を実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の1の（2）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「預託牛導入拡大支援実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等 預託牛導入に当たっての地域の課題や動産担保による資金調達手法等を検討するための (1) 検討会議の開催	円	円	円	

(2) 現地実態調査等の実施				
2 健全な家畜取引推進のための啓発普及				
(1) 啓発普及専門委員会等の開催				
(2) 普及啓発資料の作成、配布				
(3) 地方普及会議等の開催				
3 事業の推進指導				
計				

#### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日           年 月 日

(2) 事業完了予定年月日    年 月 日

#### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 環境負荷低減のチェックシート

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

預託牛導入拡大支援実施計画

1 預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等

(1) 検討会議の開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 現地実態調査等の実施

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(調査計画案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

2 健全な家畜取引推進のための啓発普及

(1) 啓発普及専門委員会等の開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	

計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 啓発普及資料の作成、配布

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(資料の配布計画案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 地方普及会議等の開催

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
計				

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)。

2：備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

#### 4 事業の推進指導

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
計				

注 備考欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。



別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第2号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等 預託牛導入に当たっての地域の課題や動産担保による資金調達手法等を検討するための (1) 検討会議の開催 (2) 現地実態調査等の実施	円	円	円	円	%	円	円	円	円
2 健全な家畜取引推進のための啓発普及 (1) 啓発普及専									

門委員会の開催 (2) 普及啓発資料の作成、配布 (3) 地域普及会議等の開催 3 事業の推進指導									
合 計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

注：記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

様式5-1 預託牛導入保証積立預り金の支援

様式5-2 預託牛導入拡大の支援

様式5-1

預託牛導入保証積立預り金の支援

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「代位弁済支払実績報告」のとおり

別紙様式第1号の別紙に準ずる。ただし、計画を上段に（ ）書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 代位弁済完了年月日

4 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		概算 払額 ②	精算額 ①-②	備考
		機構補助 金①	その他			
	円	円	円	円	円	
1 保証債務の代位 弁済						
計						

(注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。

2 備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。

3 計画と実績が比較できるように二段書きし、上段に計画を（ ）書し、下段に実績を記入すること。

4 報告時点における、積立金の状況が分かる資料を別途添付すること。

5 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

様式5-2

預託牛導入拡大の支援

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「預託牛導入拡大支援実績報告」のとおり

別紙様式第2号の別紙に準ずる。ただし、計画を上段に（）書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。

3 事業完了年月日

年 月 日

4 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分		概算払額②	精算額①-②	備考
		機構補助金①	その他			
	円	円	円			
1 預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築等 預託牛導入に当たっての地域の課題や動産担保による資金調達手法等を検討するための (1) 検討会議の開催 (2) 現地実態調査等の実施						
2 健全な家畜取引推進のための啓発普及 (1) 啓発普及専門委員会の開催 (2) 普及啓発資料の作成、配布 (3) 地域普及会議等の開						

催						
3 事業の推進指導						
計						

- (注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。  
 2 備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。  
 3 計画と実績が比較できるように二段書きし、上段に計画を（ ）書し、  
 下段に実績を記入すること。

- 5 振込先金融機関名等  
 金融機関名  
 預金種類  
 口座番号  
 口座名義



別紙様式第6号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の5の（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第7号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）  
に係る債務保証等状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛導入支援事業）に係る債務保証状況等について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添4の第5の6の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 債務保証の状況

会員名	前期末 債務保証残 高 ①	当期 債務保証額 ②	当期償還額 ③	当期末 債務保証残 高 ①+②-③	備考
	円	円	円	円	
計					

2 代位弁済の発生・求償権の回収状況

金融機 関名	借入者	貸付年 月日	代位弁済額				求償権 取得月 日	回収額	備考
			元本	利息	遅延損 害金	計			
			円	円	円	円	円		
計									

### 3 積立金の管理状況

区分		年度	年度	年度
前年度繰越金				
収入				
支出				
次年度繰越金				

注：保証積立金の拠出額の一覧表を添付。